

Title	〈大路渡〉とその周辺：生首をめぐる儀礼と信仰
Author(s)	菊地, 暁
Citation	待兼山論叢. 日本学篇. 1993, 27, p. 1-18
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/56565">https://hdl.handle.net/11094/56565</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 〈大路渡〉とその周辺

——生首をめぐる儀礼と信仰——

菊 地 暁

### 一 はじめに

近年、絵巻物などの絵画史料研究はますます活況を呈しているが、その根底にはヴィジュアルイメージが伝える「異文化」の不思議な光景の生々しさ、その素朴な喚起力があるだろう。そのような喚起力をもつもの一つに『平治物語絵詞』「信西巻」の、都大路を渡され獄門に懸けられる信西の首の図像が挙げられる。この事件について『古活字本平治物語』には次のようにある。

やがて明る日大路をわたし獄門にかけらるべしと定られければ、京の中の上下、河原に市をなして見物す。(中略)朝敵にあらざれば、勅定にもあらずして、首を獄門にかけらるゝも、前世の宿業とは申ながら、去ぬる保元に、たえて久しき死罪を申おこなひしむくひかとぞ人々申ける。

絵巻物に描写された貴賤上下と同様、われわれもこの事件に無関心ではいられない。この「大路をわたし獄門にかけらる」という行為(本稿では〈\*\*\*大路渡じわたし〉と呼ぶ<sup>1)</sup>)に関しては、道路を中心とした都市構造との関連<sup>2)</sup>、その担い手である清目との関連<sup>3)</sup>、挙行を決定する政治過程との関連<sup>4)</sup>、等の研究がなされているが、この行為それ自体の検討を試みたのは黒田日



『平治物語絵詞』（静嘉堂文庫美術館蔵）

出男氏の研究のみである<sup>5)</sup>。本稿では、黒田氏の視角を継承して〈大路渡〉の構造を復元し、この行為を成立させる文化的コンテクストを身体論、とりわけ「生首」や「死骸」をめぐる心性に焦点をあてて検討する。

## 二 〈大路渡〉の実像

《渡される生首》〈大路渡〉は概略すれば、洛外で首を取った武士がそれを鴨の河原まで持参し、それを検非違使が請取って「大路」を渡し「獄

〈大路渡〉挙行一覧

	年月日	首	首持参	檢非違使	請取場所	典 拠
I	康平六・二・十六 (1063)	安倍貞任 他二名	兼丈季俊	源頼俊	四条京極(水) 東河(扶)	水・百・扶・ 帝王・今昔・ 古
II	嘉保元・三・八 (1094)	平師妙 他一名	源義綱	藤原経仲 他三名	四条河原	中・百
III	天仁元・一・廿九 (1108)	源義親 他四名	平正盛	平兼季 源光国	七条河原	中・殿・百・ 帝王・古
IV	平治元・十二・十七 (1159)	信西	源光保	源資経	三条河原	百・愚・帝王 ・平治・古平
V	永暦元・一・廿六 (1160)	源義朝 他一名	—	平兼行	二条河原	百・愚・帝王 ・平治・古平
VI	養和元・二・九 (1181)	源義基 (他1名?)	—	平仲頼	七条河原	玉・百・愚・ 帝王・吾・保 ・平家・源平
VII	元暦元・一・廿六 (1184)	源義仲 他三名	源義経	—	七条河原(吾) 六条河原(百)	玉・中臣・百 ・愚・帝王・ 吾・保・平家 ・源平
VIII	元暦元・二・十三 (1184)	平通盛 (他7名?)	源義経	源仲頼	八条河原(吾) 六条(武・鎌)	玉・愚・帝王 ・吾・保・武 ・鎌・平家・ 源平
K	文治元・六・廿三 (1185)	平宗盛 他一名	源義経	平知康	六条河原	玉・吉・百・ 愚・帝王・吾 ・保・平家・ 源平
X	建仁元・二・廿二 (1201)	城長茂 他四名	—	—	—	百・帝王・吾
XI	暦応元・閏七・十三 (1338)	新田義貞	—	—	—	太・後
XII	嘉吉元・九・廿一 (1441)	赤松満祐 他一名	山名持豊	姉小路明定 佐々木教久	四条河原	建・師・東・ 公・斉・嘉・ 後

水…『水左記』 中…『中右記』 殿…『殿曆』 玉…『玉葉』 中臣…『中臣祐重記』 吉…『吉記』  
 建…『建内記』 師…『師郷記』 後…『後鑑』 嘉…『嘉吉軍記』 東…『東寺執行日記』  
 公…『公名公記』 古…『古事談』 百…『百鍊抄』 扶…『扶桑略記』 帝王…『帝王編年記』  
 今昔…『今昔物語集』 愚…『愚管抄』 平治…『平治物語』 吾…『吾妻鏡』 斉…『斉藤基恒日記』  
 古平…『古活字本平治物語』 保…『保暦間記』 平家…『平家物語』 源平…『源平盛衰記』  
 武…『武家年代記裏書』 鎌…『鎌倉年代記裏書』

\*本文中での引用もこの表で用いた略号・ローマ数字を用いる。

\*12例のうち、城長茂は「大路」を渡したことは確実であるが、「給獄所」(X百)とあり、首  
 が獄門に懸けられなかった可能性がある。また新田義貞は『太平記』が伝えるのみで直接の  
 史料はみられない。しかし、建XIIに「建武経季朝臣仰詞之趣如此」とあり、経季は暦応元年  
 当時従三位であった中御門経季と考えられ、〈大路渡〉の挙行が閏七月十三日と暦応に改元さ  
 される以前で北朝年号では建武五年にあたることから、この〈大路渡〉が史実であることが確  
 認できる。

門」の木に懸けるという行為である（表参照）。これは康平六年（1063）から嘉吉元年（1441）まで、ほぼ中世を通じて行われた行為であるが、それでもわずか十二例であり、しかも院政期、特に源平合戦期に集中しており、きわめて特殊な行為であったといえる。この異常な行為がいかなる状況で挙行されたのか考えてみよう。

渡される首は誰の首でも良いというわけではない。これらの首の主は広い意味での「朝敵」である。勅定・院宣の有無などの法的状況は様々であるが、結果的には凡て「朝敵」と解釈しうる。赤松満祐と共に追討の宣旨を出されたその子教康の〈大路渡〉が一旦は問題になったことは（建、嘉吉元・閏・9・5）、それを端的に物語っている。そして「させる朝敵にもあらざれば、勅定もなく」といわれた信西も、当時の朝廷の主導権を藤原信頼が一時的に握っていたことを考えれば、広い意味で「朝敵」ととらえることが可能であろう。そう考えればこの言は、〈大路渡〉と「朝敵」の関係の逆によく示しているようにも思われる。

そもそも、首を京都に伝える目的は戦功の報告にある。そしてしばしば上皇の「御見物」に預かっていることは（百、永暦元・5・10、治承4・5・28、など）、その戦闘が公戦であることを物語っている。それゆえ、後三年の役（1083—7）においてついに追討の官符の下らなかつた源義家は「首を道に棄てて空しく京へ上」ったのであり（『後三年合戦記』）、文治五年（1189）奥州合戦において源頼朝は藤原泰衡追討の宣旨を受けながらも、「非指貴人。且相傳家人也」と家人の成敗＝私戦であることを主張して「不能進候」とするのである（吾、文治5・9・8）。

しかし、朝敵であるからといって、公家が〈大路渡〉の挙行に積極的なわけではない。元暦元年（1184）の一の谷の合戦に敗れた平通盛等の首を渡した時には、公家と武士の思惑の違いがはっきり現れている。九条兼実は、1）平氏が朝廷に仕えて久しい事、2）公卿である事、3）劍璽を持

って西海にある平氏の残党を刺激してはならない事、などを理由に挙行に反対し、勅問に預かった他の公家もその点で一致している（Ⅷ玉）。にもかかわらず源範頼・義経は「宿意」を果すために「大路を渡されずば向後何の勇有って朝敵を誅戮す可き」（Ⅷ源平）と強硬に主張し、その間勅使は「数度往返」することになるのである（Ⅷ吾）。結局、範頼・義経に押し切られた形で〈大路渡〉は決行されるのだが、兼実は「可弾指之世也」とあくまで反対の姿勢を貫いている（Ⅷ玉）。

また〈大路渡〉は、他の朝儀と同様に、日次や触穢、他の儀式との関連などが問題にされる（Ⅴ古平、Ⅻ建）。天仁元年（1108）の源義親の〈大路渡〉においては、藤原宗忠は「就中祈年祭春日祭以前、觸穢遍天下歟、旁可有用心也」とその挙行に対して疑問を投げかけているが、結局、「世間氣色不可論左右」と大勢に流されてしまう（Ⅲ中）。養和元年（1181）の源義基の場合にも同様の展開が認められる（Ⅵ玉）。しかも〈大路渡〉の挙行は陣議で決定されるが（Ⅰ水、Ⅱ中、Ⅲ中・殿・百、Ⅶ吾、Ⅷ百、Ⅸ吾、Ⅻ建・師）、この過程はあくまで手続き的で、実際の判断は摂関や院など、その時代の実権者が行うのである（Ⅷ玉、Ⅸ玉）。

結局、〈大路渡〉に関して公家は、挙行の可否を問う勅問に預かるのみで（Ⅷ吾、Ⅸ百）、それに対する実効性は持ち合わせていないのであり、これを推し進めたのは「可被渡大路之旨」を奏聞しに逸早く上洛した義経（Ⅷ吾）などの武士の側だったのである。

《〈大路渡〉の空間と行列》〈大路渡〉の具体的な展開を追ってみよう。

首を運び込む武士はどうであろうか。安倍貞任、嘉保元年（1094）の平師妙、源義親の場合は、既に首は鉾に取り付けられ、騎馬に歩兵が随い河原に向かっている（Ⅰ水、Ⅱ中、Ⅲ中）。赤松満祐の場合は、騎馬、歩兵は同様であるが、首は手輿にのせられて河原に持ち込まれている（Ⅻ建）。

運ばれた首は「河原」で検非違使に請取られる。しかも、平通盛の〈大

路渡〉では、義経が六条室町にある自邸から、わざわざ八条河原に持ち向かっており、「河原」という場所が特別に意識されていることがうかがえるのである（Ⅷ吾）。そもそも検非違使の基本的な守備範囲は「洛中」であり、洛中と洛外を結ぶ犯罪人の移動はしばしば河原においてなされた<sup>6)</sup>。河原は公家と武士の接点なのである。河原という「場」が、この洛中／洛外という移動を象徴的に演出できる「境界」であったからであろう<sup>7)</sup>。そして、ここで人々は「市をなして」首を見物した。

河原では「首」のみが検非違使に請取られ、検非違使の持参した鉾あるいは長刀に取り付けられる訳だが、その際、鉾に「さした」（Ⅰ水、Ⅲ中、Ⅶ源平）とする場合と「付けた」（Ⅷ吾、Ⅻ建）とする場合とがあり、両様が用いられたものと思われる。そして首には「緋」、「赤小幡」、「赤比礼（領巾カ）」、「赤き絹」、「赤簡」（順にⅠ水、Ⅱ中、Ⅲ中、Ⅶ源平、Ⅷ吾）などが取り付けられて首の名前が記される。これを著駄あるいは清目が持つのである（Ⅰ水、Ⅱ中、Ⅲ中、Ⅻ建）。

そして首を請取る検非違使であるが、史料の記述の程度が様々で、はっきりしない面も多い。大略は一～四名の大夫尉をはじめとして、六位尉、志、府生と続く。これに看督長、著駄（あるいは清目、放免）、随兵などが随う。このうちのどれかが欠けることもあるが、陣議の決定を受ける大夫尉が最高官となる点は共通する。行列は、看督長、首を持つ著駄、検非違使の順である場合が多い。検非違使は「以下藤為先」と下官から並んで行列をつくるが（Ⅰ水、Ⅲ中）、これは葵祭等の祭礼における行列にも共通する（『二中曆』）。

河原で請取られた首は検非違使によって獄舎に運ばれる。平安京には左右（東西）二カ所の獄舎があり、それぞれ近衛西洞院、中御門西堀川にあった。特に左獄は当時の官衙街の中心部に位置し、そのような場に死穢が持ち込まれるという一事をもってしても、〈大路渡〉という行為の異常性

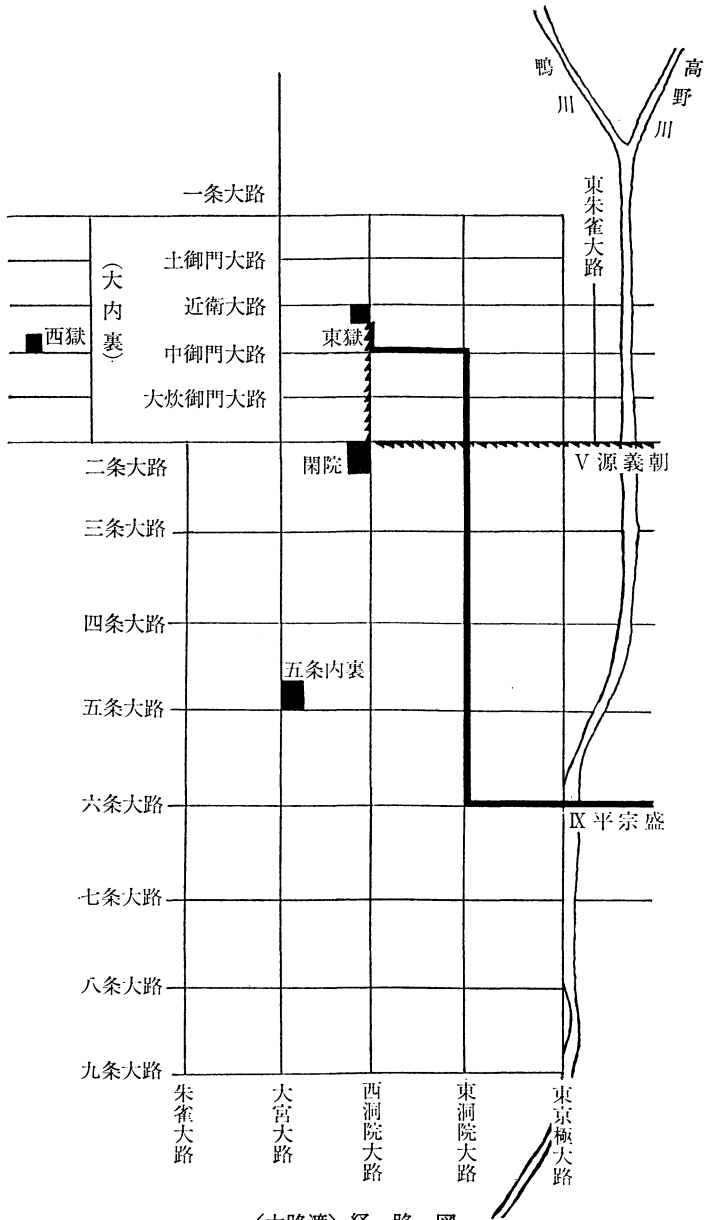
がうかがえる。安倍貞任から信西までの〈大路渡〉は右獄に、義朝以後は左獄に首を梟した。獄舎の変更の理由は不明だが、あるいは信西と義朝の首が同時に同じ獄門に梟されるのを避けたためかもしれない<sup>8)</sup>。

ところで『百鍊抄』（治承3・5・19）は、犯罪者の手を切って獄門に梟したことを伝えている。また、黒田日出男氏は『平治物語絵詞』の獄門の場面で、扉が開かれ獄舎の内部に明らかに一般人と思われる人物が描かれている点に注目し、獄門は一般人に開放された空間であったと推測している<sup>9)</sup>。もちろん獄は犯罪者を拘禁する場であるが、それは犯罪者を隔離するというより、それを公開する場であったと考えられよう。「懸獄門樹」という行為はそのような獄の機能に合致するのである。

そして、「河原」と「獄門」を結ぶのが「大路」である。「見者如堵」（Ⅶ百）、「観者成市」（Ⅷ吾）と洛中の貴賤上下がこぞって見物するなかを首が渡されていく。西獄への経路は四回の〈大路渡〉でそれぞれ異なるが、東獄への経路は、文治元年の平宗盛と赤松満祐の場合では「東洞院北行、至干中御門西行、至干西洞院北行、至獄門」と一致している（Ⅸ吉、Ⅻ師）。この経路を通る場合、東洞院大路が最長の行程となり、「洞院を北へ渡され」とあるのは、その事を示すものであろう（Ⅸ源平）。「東洞院の大路を北に渡して」と記された源義基、元暦元年の源義仲、平通盛の〈大路渡〉も同様の経路を通った可能性は高いと思われる（Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ源平）。

この経路はいかなる理由で決定されたのであろうか。それを考える鍵は義朝の〈大路渡〉にある。それは「二条京極の千手堂」で請取って「西洞院を上りにわた」されたとあり、二条から西洞院を渡したと考えられ、東洞院を使用していないのである（Ⅴ古平）。義朝と義基の間に変化したものは何か。それは里内の位置である。義朝の〈大路渡〉の時に五条内裏であった里内が、二条西洞院の閑院に変わっているのである。閑院の位置と「洞院を北に渡」す〈大路渡〉の経路を比較すると、それはちょうど閑院





〈大路渡〉経路図

を避けるように設定されている。つまり、浄の極限たる天皇とその居所を、穢の極限たる首から守るために、この経路が設定されたと考えられるのである<sup>10)</sup>。

もちろん「大路」や「河原」において触穢を禁忌しないという考え方もあるのだが<sup>11)</sup>、触穢にも様々なレベルがあり、「京中併大觸穢」(Ⅶ中臣)、「觸穢遍天下」(Ⅲ中)というような重大な触穢を引き起こしうる〈大路渡〉に対しては、その経路にも周到な注意が払われたであろうことは、想像に難くない。

このように〈大路渡〉は、「河原」「大路」「獄舎」という3つの公開空間を結んでおり、まさに「京師に於て人に實を見せしめんが為」(Ⅹ源平)に機能しているのである。

### 三 〈大路渡〉の背景

《説話の中の生首》 これまでの院政期を中心に行われてきた〈大路渡〉が、武士の主導によって行われてきたことを確認した。それでは何が武士をこのような行為に導くのであろうか。武士と生首の関係を更に考えてみたい。

首を取る実用上の目的は、戦功の報告にある。公戦の報告のために京都に伝えられる首については先述した。また『吾妻鏡』(承久3・6・18)に承久の乱の宇治合戦における戦功の交名があるが、その中に「蒼海平太二人、但首者、鼻宇治云々」という記述がある。おそらくこの割注は、首が戦功を報告する時点で手元になかったために付けられたものであり、割注のないものについては、首が手元にあったものと思われる。また梟首が、それを獲った末端の武士のレベルで行われうる慣行であることも推測できよう。しかし実は、この「梟首」という行為は「戦功の報告」という面からは不要、あるいは余計なこだわりなのである。

このような武士の生首に対する「こだわり」は何を意味するのであろうか。史料はこの点について「生首」を手にする「武士」自身の声を何ら語ってくれないのである。そこで以下、「説話」の中に現れる生首について考察を進めたい<sup>12)</sup>。

『吾妻鏡』に、奥州合戦で工藤行光が戦った相手の首を取って「鳥付」に付けたとする記事がある（文治5・8・9）。『平家物語』（巻九）「宇治川先陣」と比較してみよう。

畠山「けふのいくさ神いはゝん」とて、をしならべてむずととって引おとし、頸ねぢぎって、本田次郎が鞍とっつけにこそつけさせけれ

行光も同様に騎馬であったことから、「鳥付」は「鞍鳥付」のことであると思われる。

首を「鳥付」につける行為がしばしば行われたことがうかがえるが、『今昔物語集』（25—5）はその点で興味深い説話である。藤原諸任（澤勝）が平維茂（餘五）を夜討して、意気揚々と大君の館に着いた場面である。

大君會テ澤勝ニ云ク、「此ク<sup>キラ</sup>綱ヲカニ餘五ガ頭ハ槌ニ取テ、鞍ノ鳥付ニ結付給ヘリヤ、何ゾ」ト。澤勝ガ云ク、「嗚呼ノ事ヲモ宣フ君カナサラ<sup>アラハシカ</sup>（中略）」大君聞テ、「然也、現ニ然思ヒ可給。但シ翁ノ思ヒ侍ハ、尚餘五ガ頭ヲ、『此奴若シ生モヤ返ル』ト、鞍ノ鳥付ニ結付テコソ後安ク心ハ落居メ。不然ハ後目タキ事ナリ。翁ハ彼ガ心バヘヲシホロク<sup>ヘタマハネイミジ カヒナ</sup>知タレバ申ス也。此ニテ程ヲ不<sup>ヘ</sup>經<sup>カ</sup>給<sup>ヒ</sup>極ク益无ク思ユ」

首を鞍の「鳥付」に付けることが、その蘇生を防止するものとされたのである。そして先の餘五は、実は夜討の難を逃れており、澤勝に復讐をとげるのであるが、まさに首を「鳥付」に付けなかったがために「後目タキ

事」が起こったのである。

「蘇生」などあるわけがないというのは現代人の偏見であろう。中世の説話には、神仏の靈験により蘇生するという多くの「蘇生譚」があり、『吾妻鏡』（天福元・8・20）にも内藤盛時が地藏菩薩の信仰により蘇生したという記事がある。「蘇生」は『吾妻鏡』という記録が語り得るほどの現実味を帯びたストーリーなのである。

『今昔物語集』（20—18）は、一旦冥土に向かったものの、死を許されて現世に戻ってきた女の魂が、その間に自分の身を火葬してしまったので、同姓同名の他人の死体について蘇生したという説話である。この説話は最後に「葬スル事不可忽ズ」と教訓を述べる。つまり蘇生はその肉体的存在が前提となっているのである。首を「鳥付」に付ける理由はここに拠るのである。

また、獲得された首は「生贄」としての意味ももった。「けふのいくさ神いはゝん」や、「判官頸どもきりかけて、戦神にまつり」（平家）のように、首は「戦神」に対する生贄とされているのである。そして、「鞍とっつけにこそつけさせけれ」や「きりかけて（斬り懸けて）」と、首に対する何らかの措置が行われており、「戦神にまつり」という表現には、ある種の儀礼の存在が予想されるのである。

このような首の在り方について、『男衾三郎絵詞』は非常に明解である。

男衾の三郎、兄には一様変はりたり。弓矢取る物の家よく作ては、何かはせん。庭草引くな、俄事のあらん時、乗飼にせんずるぞ。馬庭の末に生首絶やすな。切懸よ。此門外通らん乞食・修行者めらは、益有る物ぞ、養目簞にて、駆け立て駆け立て追物射にせよ。

「益有る」、 「乞食・修行者めら」が、「追物射」にされ、男衾三郎の家の「馬庭」には「生首」が絶えないのである。もとよりこれは説話であり

史実ではない。しかし、それが「生首」＝「益」という意味付けを行っていること、そのような文化的コンテクストが存在したことは無視しえないのである<sup>13)</sup>。

説話の中の生首は、蘇生を防止するため、戦神の生贄のために獲られるのである。宮本常一氏の「首を斬ることによって相手の息の根を断ち、生命の再生のないようにすること、首そのものに呪力があり、また敵となるものの首を持つことがみずからの幸福を守ることになるのだと考えられたようである」<sup>14)</sup>という見解は核心をついたものと思われる。

《「死の恥」の諸相》 首の問題を、より広く中世人の「死」と「死骸」に関する観念から考えてみよう。

首を斬られる者はしばしば「視線」について語る。保元の乱後、為義は七条西朱雀で、「さらばはやとうつかまつれ。夜明なば為義が切るゝみんとて上下集たらんに」と言って斬首を急がせる(『保元物語』)。また平治の乱後、悪源太義平は六条河原で斬られる際に、「あはれ、平家の奴原はものもおぼえぬぞよと。義平ほどの者を日中に河原にてきることこそ口惜けれ。保元の合戦にも人もあまた切しか共、ひるは山のおくにてきり、夜こそ河原にてきりしか」と「京中の上下河原に市をなす」なかで斬首される「口惜」さを述べている(平治)。

死様を見られることの嫌悪は斬首に限ったものではない。『今昔物語集』(31—29)は式部丈貞高の死(百、天元4・9・4)を元にした説話である。殿上で頓死した貞高を、頭中将實資が「東ノ陣ヨリ可出キ」と指示して、人々が東の陣に集まったところで、「西ノ陣ヨリ將出ヨ」と俄かに指示を変えて、貞高の死骸が人に見られないようにしたという筋である。後日、貞高が實資の夢に現れるのだが、それは次のようなものだった。

頭ノ中将ノ夢ニ、「有シ式部ノ丞ノ蔵人、内ニテ會ヌ、寄来タルヲ見

レバ、極ク泣テ物ヲ云フ。聞ケバ『死ノ耻ヲ隠サセ給タル事、世々ニ  
 モ難忘ク候フ。然許人ノ多ク見ムトテ集テ候ヒシニ、西ヨリ出サセ不  
 給ザラマシカバ、多ノ人ニ被診<sup>サバカリ</sup>療<sup>ミアツカハレ</sup>テ、極タル死ノ耻ニテコソハ候ハ  
 マシカ』ト云テ、泣々手ヲ摺テ喜ブ』トナム見エテ、夢覚ニケル。

實資の行為は「賢ク」、「哀ビノ心御シテ」、「世々ニモ難忘」いものであ  
 った。それは死骸を「被診療」る事、「死ノ耻」への恐怖の裏返しである。

軍記物にもしばしば「死ノ耻」が現れる。保元の乱後行方をくらまして  
 いた藤原頼長の死亡の情報に、実検使が派遣されているが（『兵範記』保  
 元・7・21）、『保元物語』は「且は三台槐門の家に生れ、且は条相大臣の  
 墳墓を忽穿て、死骸を實検せらるる事、痛敷情なくそ聞こえし。前世の宿  
 業かなしといへ共、当時の現業あらわれて、生の恥、死の辱、返々も口惜  
 かりし事なり」と語っている。

平宗盛の〈大路渡〉も同様に「兩度大路を渡さるの條刑法甚しとぞ人傾  
 け申しける。哀なる哉西国より入って生きて七條を東へ渡され東国より歸  
 りては死して洞院を北へ渡され死しての耻生きての辱とり々にこそ無慙  
 なれ」（IX源平）と語られている。

この「死ノ耻」はその対極である、中世において理想とされた「死」＝  
 「往生」を考えることによって、より明確になるだろう。『往生要集』に  
 は、往生は俗塵から隔離された「無常院」という建物の中で迎えるべきと  
 されている。千々和到氏によれば、臨終はやり直しのきかない一回限りの  
 作法であるから、外部からのあらゆる妨害は厳格に排除されなければならない  
 ものであった<sup>15)</sup>。とすると、他人の「視線」を受けながらの死とは、  
 全くあるべからざる臨終なのである。

しかし「死ノ耻」とは単に物理的に「視線」にさらされるだけでは成り  
 立たない。宝治合戦（1247）において三浦一族は、敗色が濃厚になると法

華堂に逃げ込んで自害を図った。その時逃げ場を失って天井裏に逃げ込んだ承仕法師の一人は、後に三浦光村の言動を「自取刀削吾顔。猶可被見知否問人々。其流血奉穢御影。剩令焼失佛閣。可隠自殺穢體之由結構。泰村頻加制止之間。不能火災」（吾、宝治元・6・8）と報告している。

つまり人々に「見知」られることがなければ、実際に首がさらされても、問題はなく、「死ノ耻」は「名前」を前提としてはじめて成立するのである。『平治物語』で、重症を負った瀧口俊綱は味方が自分の首を回収してくれると聞いて「さては心やすし」と言って首を取らせている。このような「死ノ耻」とは、自らの意に反して死骸がさらされる事とまとめることができるだろう。

合戦において、討死した主人の首・死骸を隠し埋めるのが、従者のつとめであったが<sup>16)</sup>、それは「死骸」と「名前」、ひいては「家名」の関係を断ち切ろうとする行為、それによって「死ノ耻」を回避する行為なのである。

勝俣鎮夫氏によれば、中世において、死骸は現世の人々を拘束する存在、現世に様々な影響を与えると観念された存在であった<sup>17)</sup>。それゆえ、死骸を頭部だけに「異形化」し<sup>18)</sup>、それを恥かしめる、〈大路渡〉という「刑法」（Ⅸ源平）が成立し、「家名」をかけて戦う武士は、その挙行を強引なまでに主張するのである。

文治元年八月三十日、頼朝は東獄から捜し出された父義朝の首を請取っている（吾）。義朝の〈大路渡〉からは既に二十五年が経過しており、その首が義朝本人のものであるかどうかは極めて疑わしいのだが、そのような「虚構」を演じなければならなかったこと自体、「死骸」の拘束力を物語っている。

#### 四 〈大路渡〉から「獄門」へ

以上の考察から、〈大路渡〉とは、武士の合戦における首に対する慣行と、前期中世において様々な形でみられる「異形化」の刑罰を背景に行われた、「生首」をさらすことによって「死ノ耻」をかかせる極めて儀礼化された「刑法」であったと考えられる<sup>19)</sup>。

〈大路渡〉の挙行は、院政期、とりわけ源平合戦期に集中する。そして、城長茂以降、百年以上を経過して新田義貞が、それから更に百年以上を経過して赤松満祐が渡されたわけだが、この最後のケースはそれ以前に比べていささか趣が異なるように思われる。

嘉吉の乱前後の戦乱においては、しばしば〈大路渡〉の挙行が話題となった(建、嘉吉元・5・9、『康富記』文安5・1・23)。義満治世の時期の戦乱などでは、全く問題にされなかったことであり、この時期の公武協調的な状況の反映と思われる<sup>20)</sup>。『建内記』に詳しいその挙行の過程をたどっても、公家は非常に協力的であった。「遯遯之儀」であり、挙行の手続きについて不明な点多かった〈大路渡〉が、公家の努力で「旧儀」を復元されている。それは九条兼実が「可弾指之世也」と語った、源平合戦期における公武関係と大きく異なっている。

都市構造を規定していた触穢の観念も、室町時代になると、権門体制の市中管理能力が低下し、死穢の排除は洛中全体の問題としてではなく、個々の寺院・役所・居宅のレベルの問題となった<sup>21)</sup>。清浄を徹底させた左京の中心部に「生首」＝「死穢」を持ち込むという、〈大路渡〉の異常性を支える一端が、この段階で崩壊していたことになる。

また、検非違使も室町幕府の侍所に京都警察権を吸収され十四世紀末にはその活動を事実上停止していた<sup>22)</sup>。つまり〈大路渡〉を行う「人員」も欠けているのである。



そして最大の問題点は「獄門」である。『建内記』（嘉吉元・5・9）には「彼邊民屋計會云々」とあり、かつて「獄門」があった場所は民家が集まっていると伝える。獄舎は既に存在していないのである。しかも、『斎藤基恆日記』には「獄門棟木、今度植之」とあり、「獄門棟木」はこの〈大路渡〉のためにわざわざ植えられたのである。同様の記事は『師郷記』にも見られる。このように見てくると、『嘉吉軍記』の「天下ノ御敵ヲ河原ニ可懸事不可然トテ。三條西洞院ニ柵檀ヲ集掘立。獄門ノ形ヲ作」という記述は単純に軍記物の創作と片付けられない重みをもってくる。存在しないはずの「獄門」が作られてそこに首が懸けられる。赤松満祐の〈大路渡〉は「虚構の〈大路渡〉」だったのである。

戦国期、刑罰は一般予防主義的傾向が強化され、見せしめ効果がより自覚化された残酷なものに変容する<sup>23)</sup>。そして「獄門」も変容する。『文明本節用集』には「獄門 ゴクモン 朝敵ノ頸懸所也」とあり、獄舎の門という意味が忘れられてしまっている。さらに『邦訳日葡辞書』には「Gocumon ゴクモン（獄門）死刑に処せられた者の首を釘付けにしたり据え置いたりする所」とあり、「朝敵」という意味さえ忘れ去られているのである。江戸時代、伊勢貞丈は「今時の人、梟首の事を獄門と云ふ。されば、首を切りて、牢屋の門にかける心なるべし」という（『貞丈雑記』）。故実家に「獄門」の原義は知られていたものの、「今時の人」にとってそれは「梟首」以外の何物でもなかった。「獄門」は獄舎の門を離れ、極刑としてのイメージのみが一人歩きする。〈大路渡〉から「獄門」へ——それは赤松満祐の「虚構の〈大路渡〉」を起点としていたのである。

生首をめぐる視線の背景には、罪刑観・死生観などの多様な文化的コンテキストが折り重なっている。本稿では「死骸」や「生首」という身体論を中心に〈大路渡〉儀礼の読解を試みた。儀礼の放つ重層した歴史的リアリティを讀解すること——歴史家の前に広がる世界は常に遠大である。

注

- 1) この行為が名詞形でどのように呼ばれていたかは明らかではない。『平家』巻十では「首渡」（くびわたし）と呼ばれているが、本稿では以下の考察から「大路」を渡す点にこの行為の重点があると考え、このように呼称する。
- 2) 大村拓生「中世前期における京と路」『ヒストリア』129、1990
- 3) 丹生谷哲一「中世における他者認識の構造」『歴史学研究』594、1989
- 4) 上横手雅敬「鎌倉・室町幕府と朝廷」朝尾直弘他編『日本の社会史3 権威と支配』（岩波書店）1987
- 5) 「首を懸ける」『月刊百科』310、1987
- 6) 森幸夫「鎌倉幕府による使庁からの罪人請取りについて」『日本歴史』505、1990
- 7) 高橋慎一郎「六波羅と洛中」五味文彦編『中世を考える 都市の中世』（吉川弘文館）1992
- 8) 上杉和彦「京中獄所の構造と特色」（石井進編『都と鄙の中世史』吉川弘文館1992）は相互に対立する犯罪人を隔離するために左右獄が同時に運用されたと推測している。この規範が首にも適用されたと考えることも可能であろう。
- 9) 黒田日出男「獄と機物」『姿としぐさの中世史』（平凡社）1986
- 10) この点、大村前掲論文の指摘は全く正しい。しかし、X以降の事例が考慮されていない点、平将門等の首の入洛と本稿で扱う〈大路渡〉を同列に扱う点、氏の提起する「中世的都城制」の内部である源義経の六条室町邸から首が運び出されている点などを考慮すると、「中世的都城制」論に引きつけた〈大路渡〉の理解には疑問をもたざるをえない。
- 11) 山本幸司『穢と大祓』（平凡社）1992
- 12) 説話の史料的可能性に関しては関幸彦「中世初期の『武威』と『武力』」（『日本歴史』532、1992）参照。
- 13) 首を生贄の文脈で考えることは、黒田前掲論文（注5）による。
- 14) 宮本常一『絵巻物に見る 日本庶民生活史』（中央公論社）1981
- 15) 千々和到「仕草と作法 ― 死と往生をめぐる―」朝尾直弘他編『日本の社会史8 生活感覚と社会』（岩波書店）1987
- 16) 勝俣鎮夫「死敵敵対」網野善彦他『中世の罪と罰』（東京大学出版会）1983
- 17) 勝俣前掲論文
- 18) 犯罪者の肉体を変工する「異形化」の刑罰に関しては、勝俣鎮夫「ミ

ヲキリ、ハナヲソグ」(網野善彦他著『中世の罪と罰』東京大学出版会1983)参照。

- 19) 石井良助『刑罰の歴史』(明石書店)1992
- 20) 伊藤喜良「伝奏と天皇——嘉吉の乱後における室町幕府と王朝権力について」『豊田博士古稀記念 日本中世の政治と文化』(吉川弘文館)1980
- 21) 高田陽介「境内墓地の経営と触穢観念」『日本歴史』456、1986
- 22) 五味文彦「使庁の構成と幕府——12~14世紀の洛中支配」『歴史学研究』392、1973
- 23) 石井前掲書

(大学院前期課程学生)